（八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業）

避難路に面する危険ブロック塀等の安全対策に要する経費の一部を支援しています。

危険なブロック塀などの安全対策工事費用を

最大24万円補助します。

八戸市では、地震時にブロック塀の倒壊による事故や避難経路の閉塞を防ぐため、対策を行っています。避難路に面する危険なブロック塀（補強コンクリートブロック造・組積造の塀。※門柱を除く。）などの安全対策にかかる費用の一部を補助しています。

自宅のブロック塀をチェックしてみましょう！

（国土交通省作成「ブロック塀の点検のチェックポイント」より抜粋）

✓	塀の**高さ**は**2.2m以下**である。
	塀の**厚さ**は**10cm以上**である。（高さが2mを超え2.2m以下の場合は15cm以上）
	控え壁がある（塀の高さが1.2m超えの場合）
	コンクリートの**基礎**がある。
	塀に傾きや**ひび割れ**がない。
	塀に**鉄筋**が入っている。
	基礎の根入れの**深さ**は**30cm以上**である。（塀の高さが1.2m超えの場合）

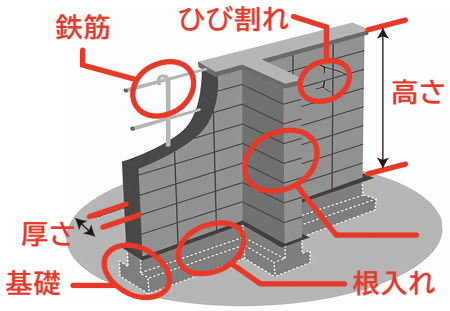

ひとつでも適合しない場合は危険なブロック塀の可能性があります。
詳しくは建築指導課（裏面下部に記載）までお問い合わせください。

募集期間 2026年5月7日(木)～29日(金)（土日祝日を除く）

（抽選）※募集期間中に予算額に達しない場合は期間を延長し、先着順に申請を受付けます。

八戸市
Hachinohe City

募集期間 2026年5月7日(木)～29日(金)（土日祝日を除く）

※予算額を超える場合は抽選となります。
※募集期間中に予算額に達しない場合は先着順に申請を受付けます。

募集件数 2件

上限金額 24万円

補助金額 ＝Ⓐ Ⓑ のいずれか低い額 × $\frac{2}{3}$

Ⓐ 対象工事費用の額　Ⓑ 80,000円/mを補助対象塀の総延長に乗じて得た額

補助要件 次のすべてに該当するものが対象です。

- ☐ 次の ❶～❹ いずれかの避難路沿道に存する。
  - ❶ 津波避難計画図の避難路又は避難所までの主経路　❷ 土砂災害ハザードマップの避難路
  - ❸ 市内の住宅等から避難所又は避難場所への経路となる国道、県道、市道（窓口または市ホームページで確認できます）
  - ❹ 一般通行の用に供する道で市長が必要であると認める道（例：建築基準法第42条の道路）
- ☐ 個人所有である。（市税を滞納していない個人。配偶者、所有者の二親等内まで申請可）
- ☐ ブロック塀等について、建築士、ブロック塀診断士又は施工業者による耐震診断（※1）で倒壊の危険性があると判断された。※1「ブロック塀の点検のチェックポイント（国交省作成）」を用いて、ブロック塀等の安全性を確認すること。
- ☐ 道路面からの高さ（基礎を含む）が80cm以上である。
- ☐ 過去に本事業の補助金の交付を受けておらず、なおかつ今後その他の補助金等の交付を受ける予定がない。
- ☐ 建築基準法第9条に基づく命令を受けていない。
- ☐ 耐震改修工事等（※2）の結果、補助対象塀又は設置するフェンスが地震に対して安全な構造となる。
  ※2 ブロック塀等の耐震化を図るために行う（耐震改修）（建替え）（除却）などのこと。
- ☐ 耐震改修工事等の結果、補助対象塀又は設置するフェンスが建築基準法上の道路に突出して残存しない。
- ☐ 一部を除却する場合は、道路面からの高さ（基礎を含む）が80cm未満となる。
  →地震に対して安全な構造となること。
- ☐ 申請者は、暴力団員でない又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない。

補助対象工事 ブロック塀等の耐震化を図るために行う、耐震改修工事など

→一部除却の場合、道路面からの高さ（基礎を含む）が80cm未満となること。
→地震に対して安全な構造となること。

工事の契約前に申請が必要です。

2027年1月末日までに工事が完了し、実績報告する必要があります。

申請方法

申請書に必要書類を添えて、建築指導課へ提出してください。

申請書は、市ホームページからダウンロードするか、建築指導課の窓口で受け取れます。

申し込み時に必要な書類

- ❶ 申請書
- ❷ 位置図
- ❸ 現況写真
- ❹ 見積書
- ❺ 本人確認書類
- ❻ 工事同意書

当選後に追加で必要な書類

- ❼ 配置図
- ❽ 設計図書
- ❾ 工事する塀・フェンスの概要図など

詳しくはコチラから！

先着順時に申請する場合は❶～❾ すべて必要です。

お問合せ先 **建築指導課** 青森県八戸市内丸1-1-1（別館6階）

☎0178-43-9137　0178-41-2302　✉kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp

耐震改修 専門家の設計により行われるブロック塀等の耐震改修工事。
建替え ブロック塀等を撤去し、軽量なフェンスを設置する工事。
除却 ブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事。